

○ 西いぶり広域連合派遣職員の取扱い等に関する規程

平成 12 年 3 月 28 日
訓 令 第 9 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、西いぶり広域連合派遣職員の取扱い等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の依頼)

第 2 条 広域連合長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき広域連合を組織する市町長（以下「市町長」という。）に職員の派遣を求めるときは、派遣要請書により要請をしなければならない。

(派遣協定書の締結)

第 3 条 広域連合長は、前項の規定に基づき派遣職員を受けようとするときは、派遣条件を十分協議の上、派遣元市町長と派遣協定書を締結しなければならない。

(通知)

第 4 条 広域連合長は、前項の規定に基づき派遣元市町長と派遣協定書を締結したときは、他の市町長にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第 5 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。